

# 郡山市上下水道局談合情報処理要領

平成 14 年 4 月 1 日制定  
令和 7 年 3 月 31 日最終改正  
[上下水道局総務課]

## 第 1 目的及び用語の定義

### 1 目的

この要領は、上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事等、物品調達、業務委託又はその他の契約の競争入札について、入札談合に関する情報があった場合の対応について定める。

### 2 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに工事に係る測量、設計及び調査（以下「測量等」という。）並びに工事に係る製造の請負（工事に係る土木及び建築資材の購入を含む。）をいう。
- (2) 物品調達 物品の購入、製造の請負（(1)に該当するものを除く。）、修繕及び物品の賃貸借（以下「リース・レンタル」という。）をいう。
- (3) 業務委託 (1)に規定する測量等を除く全ての業務委託契約をいう。
- (4) その他の契約 修繕（(2)に規定する修繕を除く。）及び賃貸借等に係る契約をいう。

## 第 2 対応方法

### 1 情報の確認、調書の作成

局に対し、入札に付そうとする工事等、物品調達、業務委託又はその他の契約について入札談合に関する情報の提供があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに郡山市上下水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報するとともに、速やかに談合情報報告書（第 1 号様式）を作成し事務局へ送付するものとする。

なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

また、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも委員会の事務局へ通報するものとする。

### 2 報告

事務局は、1 により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、速やかに委員会を招集し、報告を行うものとする。

なお、事務局において、入札談合に関する情報を把握した場合も、談合情報報告書をまとめ、報告を行うものとする。

### 3 委員会の招集及び審議

委員会は、2 により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第 3 以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものと

する。

#### 4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえ第3の手続をすることとした情報（以下「談合情報」という。）について、第3の手続終了後、公正取引委員会へ通知するものとする。

なお、第3の手続をしない情報についても、公正取引委員会に情報提供するものとする。

この場合、提供の方法は第3の1の(4)に準じるものとする。

#### 5 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から入札執行に対する局の対応及び入札結果等について説明を求められた場合には、原則として事務局が対応するものとする。

### 第3 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

#### 1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合

##### (1) 事情聴取

ア 談合情報を入手した工事等、物品調達、業務委託又はその他の契約の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。

ただし、当該競争入札が一般競争入札である場合にあっては、当該入札に参加するため入札日に入札会場に参集した者又は電子入札に参加する者全員を対象とするものとする。

イ 事情聴取は、入札執行前に行うものとする。入札執行前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。

ウ 事情聴取を行ったときは、事情聴取書（第2号様式）を作成するものとする。

##### (2) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該入札の執行を中止する。

##### (3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められない場合は、当該入札参加者から誓約書（第3号様式）を提出させるとともに、第1回目の入札に際し、必要に応じ内訳書の提示を要請し、入札執行後明らかに談合の事実があったと認められる時は、入札を無効とする旨の注意を促した後、当該入札を執行するものとする。

イ 見積内訳書の提示を求めるとしていない入札について見積内訳書の提示を要請する場合で、当該入札日に提示が困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げることにより対応するものとする。

ウ 当該入札の執行に際して、開札後、落札者決定前に積算担当者（当該入札の積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。）が、提出された内訳書に談合の形跡がないかを入念に審査し、不明な点がある時は、積算担当者の立ち会いのもと事情聴取をするものとする。

エ 内訳書を審査した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該入札を無効とするものとする。

#### (4) 公正取引委員会への対応状況の通報

談合情報についての対応が終了したときは、速やかに談合情報通知書（第4号様式）に掲げる書類を添えて公正取引委員会へ通知するものとする。

ア 談合情報報告書の写し

イ 事情聴取書の写し

ウ 誓約書又は誓約書を提出できない理由書の写し

エ 入札執行調書の写し

### 2 競争入札執行後に談合情報を入手した場合

#### (1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

談合情報を入手した入札の参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該入札を無効とするものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札参加者から誓約書を提出させた上、落札者と契約締結するものとする。

エ 公正取引委員会への対応状況の通報

第3の1の(4)と同様とする。

#### (2) 契約締結後の場合

ア 事情聴取

談合情報を入手した工事等の入札参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該工事等、物品調達、業務委託又はその他の契約の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札参加者から誓約書を提出せるものとする。

エ 公正取引委員会への対応状況の通報

第3の1の(4)と同様とする。

#### 第4 個別手続の手順等

##### 1 事情聴取の方法

- (1) 事情聴取は、委員会事務局の職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、代表者又は権限のある役員（以下「代表者等」という。）に対し行うものとする。
- (3) 事情聴取は、事情聴取の対象者を全員集合させ、あらかじめ事情聴取項目を示した上、別室で1者ずつ個別に行うものとする。

事情聴取項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 工事等の入札に先立ち、落札者が決定している事実があるか否か。
- イ 本件工事等について、他の業者のものと何らかの打合せ又は話し合いをした事実があるか否か。
- ウ 他の業者のものと何らかの打合せ又は話し合いをした事実がある場合、その内容。

##### 2 誓約書の提出

- (1) 第3の1の(3)アによる誓約書の取り扱いについて、事情聴取時に別記1の注意事項を読み上げ、入札予定者に対し説明するものとする。
- (2) 誓約書は、当該対象者から自主的に提出させるものとし、誓約書を提出しない場合は、誓約書に代えて誓約書を提出できない理由書（様式任意）を提出させるものとする。

##### 3 注意喚起

第3の1の(3)アにより入札を無効とする旨の注意を促す場合は、別記2の注意事項を読み上げるものとする。

##### 4 内訳書の審査等

- (1) 内訳書は、第1回目の入札書の提出と同時に提示させるものとする。
- (2) 内訳書は、開札後、落札者決定前に確認するものとする。
- (3) 再度入札を行う場合は、内訳書確認後、談合の事実があったと認められないことを確認した後に行うものとする。
- (4) 内訳書の確認は、談合の事実の有無を確認するためのものであり、内容を確認することに主目的があるわけではないため、同一筆跡、同一内容の内訳書、細目が同一等の確認をすることで足りるものとする。

##### 5 談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応

談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応は、第3の1を基本とするが、入札日当日に事情聴取を行い、入札を執行する場合の取り扱いは、次とのおりとする。

- (1) 事情聴取の対象者は第4の1の(2)のとおりであるが、入札日当日、代表者でなく委任状を持参した代理人が参加している場合又は電子入札による開札の場合は、代表者等を来局させ、事情聴取を行うものとする。
- (2) 代表者等を来局させる時間的余裕がない場合、あるいは不在等により来局できない場合は、代理人に対し事情聴取を行うことができる。この場合は、

代理人に対して質問事項を伝え、代表者等に電話で確認させた上、事情聴取書の聴取内容欄に聴取結果を記載するとともに、代理人が確認した相手方の役職及び氏名を付記しておくものとする。

(3) 事情聴取後、談合の事実が認められなかった場合、誓約書を提出させた後、入札を執行することを説明し、代表者が作成した誓約書をファクシミリ等で送付させ、後日、誓約書の原本を提出させるものとする。代表者が誓約書を作成できない場合は、代表者等の承諾の上、代理人の記名、押印した誓約書（確認した相手方の付記）を提出させて入札を執行するものとする。この場合、誓約書の原本を後日提出させるものとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関して必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記1（第3の1の(3)、第4の2の(1)関係）

注意事項

事情聴取終了後、談合の事実があったと認められない場合は入札を執行しますが、入札執行前に誓約書を提出していただくことになります。

提出された誓約書の写しは、公正取引委員会に送付することとなります。

なお、誓約書の提出は任意でありますので、提出しない場合は、誓約書に代えて「誓約書を提出できない理由書」（様式任意）を提出してください。

別記2（第3の1の(3)、第4の3関係）

注意事項

本件入札について談合があったとの通報があり、事情聴取を実施した結果、談合の事実があったと認められなかつたため、これから入札を執行します。

入札にあたっては、当該入札にかかる入札参加者心得を遵守し、厳正に入札してください。

また、入札書の提出と併せて内訳書を提出してください。

開札後、内訳書を確認した結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合は、同心得の規定により本件入札を無効とします。

## 談合情報報告書

年　月　日

|          |              |                    |  |
|----------|--------------|--------------------|--|
| 情報を受けた日時 | 年　月　日（　）　時　分 |                    |  |
| 工事等名     |              |                    |  |
| 入札（予定）日  | 1　入札         | 年　月　日（　）　時　分       |  |
|          | 2　会場         |                    |  |
| 情報提供者    | 1　報道機関       | （役職・氏名等）           |  |
|          | 2　その他        |                    |  |
| 受信者      | 1　受信者名       |                    |  |
|          | 2　手段         | ・電話・書面・面接・報道・電子メール |  |
| 情報内容     |              |                    |  |
| 応答の内容    |              |                    |  |
| その他の     |              |                    |  |

## 事 情 聽 取 書

|             |      |   |     |   |   |
|-------------|------|---|-----|---|---|
| 工 事 等 名     |      |   |     |   |   |
| 業 者 名       |      |   |     |   |   |
| 事情聴取を受けた者   |      |   |     |   |   |
| 事 情 聽 取 者   | 職・氏名 |   |     |   |   |
|             | 職・氏名 |   |     |   |   |
| 事 情 聽 取 日 時 | 年    | 月 | ( ) | 時 | 分 |
| 事 情 聽 取 場 所 |      |   |     |   |   |

| 質 問  | 聴 取 内 容 |
|--|---------|
| <p>1 入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか</p> <p>2 本件について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。</p> |         |

## 誓 約 書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者 様

住 所

会 社 名

代 表 者

又は受任者

印

今般の の入札に際し、郡山市上下水道局建設工事等入札  
参加者心得第5条の規定に抵触する行為は行なっていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を  
遵守することを誓約いたします。

なお、誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 郡山市上下水道局建設工事等入札参加者心得第5条

入札参加者又は入札参加者の代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第4号様式（第3関係）

第 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局東北事務所長 様

郡山市上下水道事業管理者

工事等の入札に関する談合情報について（通知）

のことについて、本上下水道局発注の下記工事等の入札に関する談合情報について、下記資料を添えて通知します。

記

1 工事等概要

- (1) 工事等番号
- (2) 工事等名
- (3) 発注種別

2 送付書類

- (1) 談合情報報告書（写）
- (2) 事情聴取書（写）
- (3) 誓約書（写）
- (4) 入札執行調書（写）

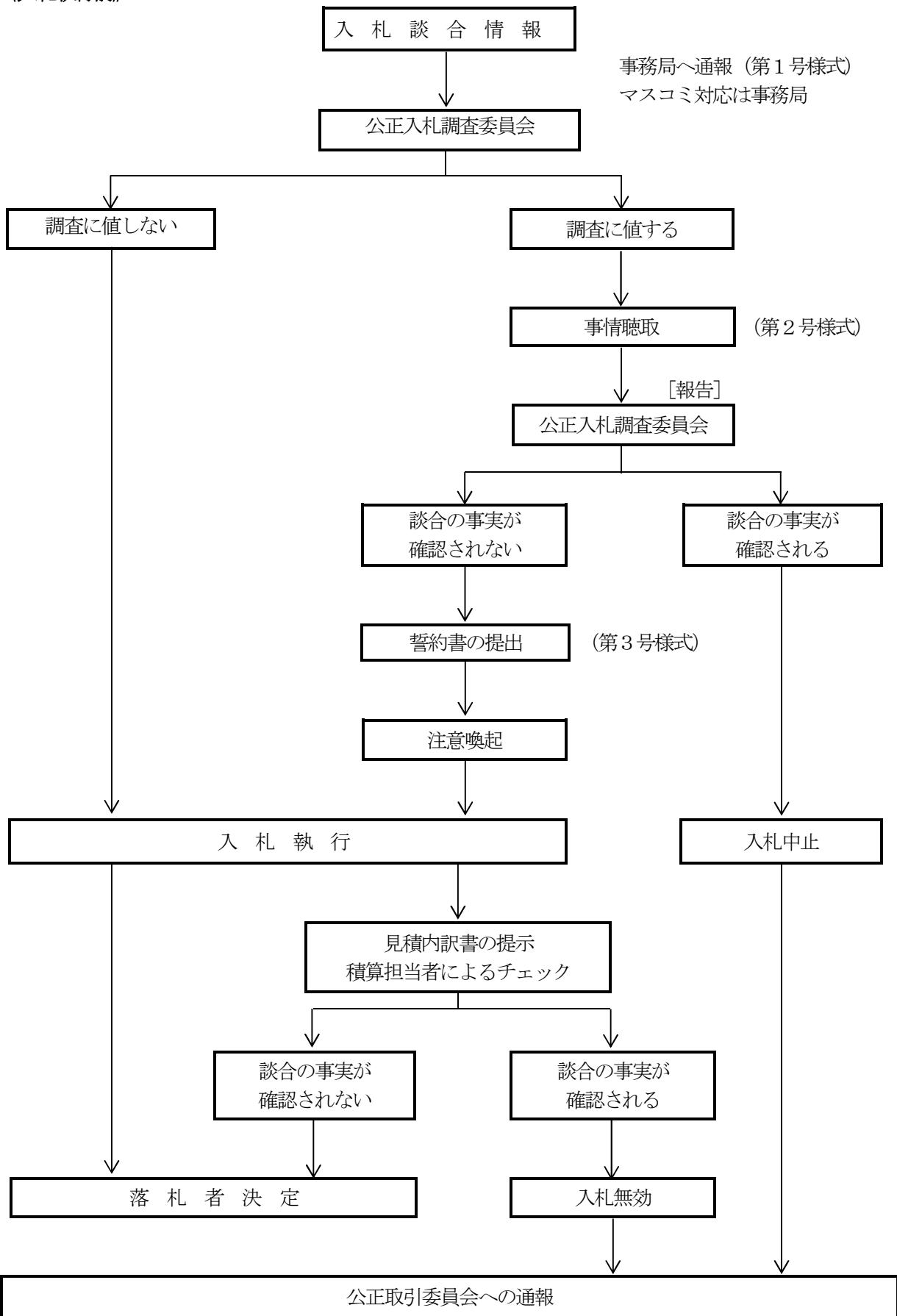
3 経過

※注意事項

要領第2号の4の(2)により具体的な対応をしない情報について公正取引委員会に通報する場合は、送付資料の(2)、(3)については二重線で抹消すること。

談合情報対応フロー図 (1)

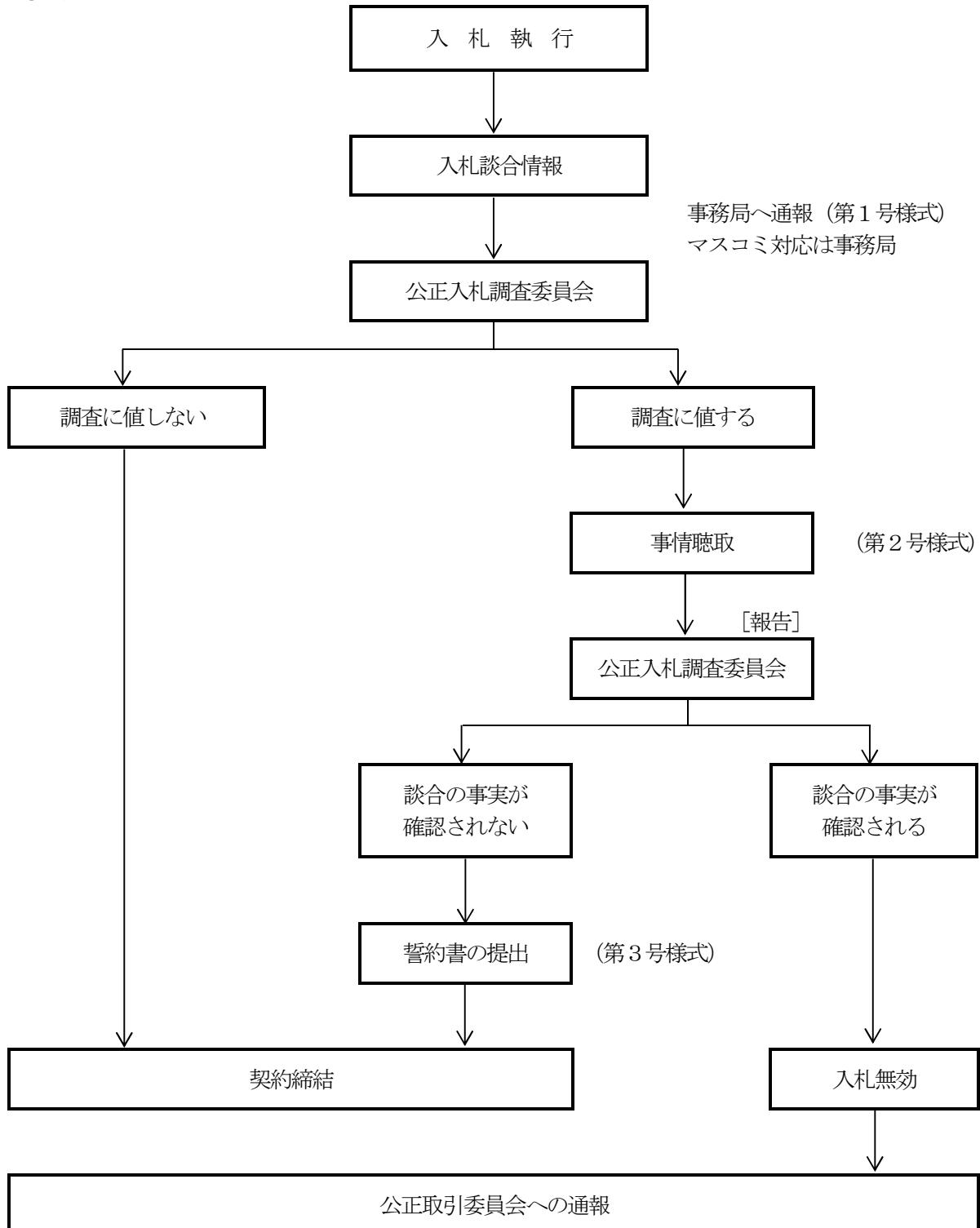
《入札執行前》



談合情報対応フロー図 (2)

《入札執行後》

① 契約締結前



### 談合情報対応フロー図 (3)

《入札執行後》

#### ② 契約締結後

